

杉並区児童福祉審議会の設置について

令和 8 年 11 月の区立児童相談所の開設に伴い、杉並区児童福祉審議会（以下「審議会」といいます。）を設置するため、所掌事項、組織等について報告します。

1 所掌事項

児童福祉法に基づき、保育所等の認可や、児童への措置、里親の認定にあたっての意見聴取を行うほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議をすることとなっています。

2 組織

審議会は、委員 20 名以内で組織します。

また、委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者であるものうちから、区長が委嘱することとなっています。

なお、審議会に、特別の事項について調査審議等をする必要があるときは、臨時委員を置くことができます。（要件は委員と同様です。）

3 委員の任期

任期は 2 年で再任することを妨げられません。

なお、臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議等の期間となります。

4 会議の開催予定等

年 2 回程度。

会議は原則公開されるほか、資料及び会議録については区ホームページに掲載します。このほか、5 に記載の部会を開催します。

5 部会の設置

審議会に、特定の事項について調査審議等をするため、部会を置くことができます。

なお、個人情報等を取り扱うことから、部会の会議は原則非公開となります。

6 審議会の設置日

令和 8 年 11 月 1 日

なお、初回の会議は設置後速やかに開催する予定です。